



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働災害動向調査 労働災害率（度数率・強度率）活用のススメ

政策統括官付参事官付
賃金福祉統計室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働災害率（度数率・強度率）とは

- 労働災害動向調査は、主要産業における労働災害の発生状況を明らかにすることを目的として、厚生労働省が調査を行うものです。調査の対象には、「事業所調査」と「総合工事業調査」があります。
- 調査結果では、**労働災害率**（災害の発生頻度を示す「度数率」、災害の重さの程度を示す「強度率」等）を推計し、労働安全衛生対策推進のための基礎資料として活用しています。毎年6月頃に厚生労働省ホームページに概況（※）を公表しています。

（※）概況は、事業所規模100人以上の事業所調査及び総合工事業調査を公表しています。

度数率 … 労働災害の発生頻度を表します。

（100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数を用いて算出します。）

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000 \text{時間}$$

強度率 … 労働災害の重さの程度を表します。

（1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数を用いて算出します。）

$$\text{強度率} = \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000 \text{時間}$$



労働災害率（度数率、強度率）活用のススメ

重要！

- 労働災害率を数値で確認し、職場の現状を把握して具体的な数値目標を定めることが、ご自身の職場における労働災害防止対策を、改めて見直すきっかけになります。

1 職場の現状把握

ご自身の職場内で発生した労働災害の度数率を把握しましょう。

⇒同じ業種の度数率と比較することで、ご自身の職場の労働災害率が高いか低いかを確認できます。

2 数値目標の設定

労働災害防止対策に取組むに当たり、具体的な数値目標を設定しましょう。

⇒事業者、労働者が一体となって労働災害防止対策に取組むには、具体的に数値目標を設定することが有効です。

3 安全衛生対策への自発的な取組

具体的な数値目標を設定したら、事業者が自発的に安全衛生に取組んでいきましょう。

⇒自発的な取組が、事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスになります。



度数率・強度率は、式に当てはめることで簡単に計算できます。
さっそく、ご自身の職場の度数率、強度率を計算してみましょう。

度数率・強度率の計算方法

ご自身の職場と同じ業種の度数率・強度率を比較し、今後の数値目標を協議してみましょう。

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000 \text{時間}$$

※スライドの2の式を再掲。

$$\text{強度率} = \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000 \text{時間}$$

※スライドの2の式を再掲。

	ご自身の職場	(ご自身の職場と) 同じ業種	今後の目標数値
度数率			
強度率			



〈補足〉

「延べ労働損失日数」とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数をいい、次の基準により算出します。

- ・死亡..... 7,500日
- ・永久全労働不能..... 別表の身体障害等級1～3級の日数（7,500日）
- ・永久一部労働不能... 別表の身体障害等級4～14級の日数（級に応じて50～5,500日）
- ・一時労働不能..... 曆日の休業日数に300/365（うるう年は300/366）を乗じた日数

別表 身体障害等級別労働損失日数表 ※身体障害等級は労働基準法施行規則別表第1の2による

身体障害等級 (級)	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数 (日)	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50



(参考①) 令和6年労働災害動向調査の度数率・強度率

- 令和6年労働災害動向調査の事業所調査（事業所規模100人以上）における産業別の調査結果は、以下のとおりです。

産業	度数率	強度率
調査産業計	2.10	0.09
農業、林業	7.95	0.16
製造業	1.30	0.06
電気・ガス・熱供給・水道業	0.58	0.18
情報通信業（通信業、新聞業出版業に限る。）	0.62	0.02
運輸業、郵便業	3.55	0.23
卸売業・小売業	2.60	0.05
宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテルに限る。）	3.77	0.06
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業、旅行業、ゴルフ場に限る。）	6.59	0.34
医療、福祉（一部の業種に限る。※1）	2.18	0.05
サービス業（他に分類されないもの）（一部の業種に限る。※2）	3.89	0.40

※1) 「医療、福祉」は、病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。

※2) 「サービス業（他に分類されないもの）」は、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。

(参考②) 令和6年労働災害動向調査の度数率・強度率

- 令和6年労働災害動向調査の総合工事業調査の調査結果は、以下のとおりです。

産業	度数率	強度率
総合工事業 (※3)	1. 91	0. 57
(工事の種類)		
土木工事業	2. 02	1. 19
建築事業	1. 88	0. 39
(請負金額)		
10億円以上	1. 66	0. 48
5億円以上10億円未満	2. 28	0. 14
5億円未満	2. 32	1. 05

※3) 「総合工事業」は、労働者災害補償保険（労災保険）の概算保険料が160万円以上または工事の請負金額が税抜き1億8千万以上の工事現場（有期の土木工事業、建築事業）を調査対象とする。

詳しくは、こちらのホームページをご覧ください。

厚生労働省 労働災害動向調査

検索

